

# 福島第一原発訴訟第一審判決について

福島地判昭和五九・七・二二

慶應義塾大学助教授  
藤原淳一郎

ふじわら・じゅんいちろう

## 一 はじめに

内閣総理大臣(1)が電力会社に与えた原子炉設置許可処分の取消を住民が求めた原発訴訟のうち、伊方訴訟(松山地判昭和五三・四・一五行裁判集二九巻四号五八八頁)(2)に次いで、福島第二原発訴訟の一審判決が、先頃下された(福島地判昭和五九・七・二三)(3)。

本件は、昭和四七年八月の東京電力からの申請(本件許可申請)に対し、四九年四月、内閣総理大臣が行つた原子炉設置許可(本件許可処分)に対し、原告ら(判決時総勢四〇一名)が、異議申立てを経て、五〇年一月に、本件許可処分の取消を求めて出訴した事件である。訴訟では、原告適格、本件訴訟の審理対象、司法審査の在り方、手続的違法性、実体的違法性等が、原被告間の争点となつた(4)。五四年米国で起きたスリーマイル島原発(TMI)事故が、本

件許可処分にどう影響するかも争点となつた。本件判決は、伊方判決同様、原告適格を肯定したもの、本件許可処分を違法とする原告らの請求を棄却した。

本稿では、主要争点に限つて、本件判旨を検討するが、紙数の関係上、その細部には立ち入ることができない。

## 二 原告適格

(1) 判旨は、行政事件訴訟法九条の原告適格は、「处分により自己の個人的利益若しくは法律上保護された利益を侵害された者」が認められるとの一般命題に統いて、原子炉設置許可の許可基準にある「災害の防止上支障がない」との規定(原子炉等規制法二四条一項四号)は、公益と合わせて周辺住民の個人的利益を保護法益として解することで、原告らの原告適格を認めた。すなわち、災害時に個人的利益の侵害の虞れのあることを決め手とし、さらに、規制法下の規則・告示や、公害対策基本法との対比を、補強論拠とし、「関連する諸法規を参考」して決したのである。これは、「法律上保護された利益説」の枠組を維持した上で、法解釈技術により原告適格を拡げたもので、先の伊方判決(5)や近時の学説(6)と軌を一にする。右論旨に対し、「規定の文言のみから直ちに右のようないくつかの解釈が可能であることは、規則の目的を読み取ることは困難」との批判(7)もあるだろうが、右規定における公益は、個々の住民の利益の集積に接近するのではないか(8)という「規制対象の特質」(9)から、下位の規則・告示を持ち出すまでもなく、原告適格を肯定する論法(10)も考えられよう(11)。

(2) 原告適格を認める者の範囲について。原告のうち原子炉から最遠の者は、六十数キロメートルに居住する(12)。判旨は、平常運転時も事故時も住民に被害の虞れがあるので、「一見明白に……被害を受けないと認められる者を除いては、当該周辺住民個人個人について……判定することなく、全体について原告適格を認めるのが相当である」とした。右判旨には、「第一に、民衆訴訟化を避けるための「縁引き」(13)を十分考慮したかどうか(14)、第二に、一括原告適格肯定(15)という便宜的な処理が妥当かどうか、今後の検討課題を含んでいる。

(3) 本件許可処分の効果は、原子炉設置的一般的禁止の解除に過ぎず、原子炉の運転が出来る地位の賦与ではないので、原告らの利益侵害

の効果はない旨、被告は主張した。判旨は、運転に至るまでの後続処分等の手続は、本件許可処分により必然的なものとして予想されること、仮に後続処分段階で争うと、前段階たる本件許可処分の瑕疵を主張できぬことも考えられるので、「利益侵害は本件許可処分の法律上の効果」とした<sup>(16)</sup>。本件処分と後続処分が「必然的」に原子炉の運転に向けられて連続的なものなら、「違法性の承継」が認められるはずで、判旨の後半の論拠は疑わしい。また、本件許可処分に続き、規制段階に応じて安全審査を行う仕組みになつてないので、設置許可段階での危険性と、最終的な危険性とが常に直結するものでもない<sup>(17)</sup>。設置許可が、「運転させる」という意味合いを含む<sup>(18)</sup>とか、「当該原子炉が安全であることを公的に確認する処分」と解すればともかく<sup>(18)</sup>、そうでないなら、せめて、設置許可段階特有の違法性を争う必要性とか、本件処分段階で争わせる積極的な必要性とかを説示すべきであろう。

(4) 本件許可処分は何ら原告らの法律上の地位に変動を及ぼさず、原告らは公定力を排除すべき法律上の利益を有しないし、仮に公定力を原告らに拡張すると、抵触する内容の民事訴訟を提起できず、かえって原告らの救済とならぬ旨、被告は主張した。判旨は、本件許可処分の公定力は、「許可制度」という手段を通しての法益保護は一應受けているという限度のもので、右処分取消の訴えを提起する場合には、処

分の取消事由を主張して設置工事の差止め等の民事訴訟を提起できぬが、人格権・財産権に基づく設置工事や操業の差止め等の民事訴訟を提起でき<sup>(19)</sup>、「被告の右主張は必ずしも當を得てない」とした。判旨後段は、被告主張を敷衍したのみであり、原告らが本件許可処分の公定力の主觀的範囲に含まれると解すべきかどうかの被告主張に対し、判旨前段は十分答えたと言えるだろうか<sup>(20)</sup>。

### 三 本件訴訟の審理対象<sup>(21)</sup>

- (1) 原告らは、本件許可に当つての安全審査は、原子力発電のトータルシステムの審査であるべきだと主張する。本件判旨は、「一つの考え方として認めうる余地」はあるが、原子炉等規制法は、設置から運転に至る段階的安全規制の法体系であり、本件許可の安全審査の対象は、「原子炉施設の基本設計なし基本的設計方針に関する安全性」に限られるとする。その上で、原告ら主張の具体的事由のうち、温排水の熱的影響、廃炉・解体、再処理・輸送、固体廃棄物の最終処分等は審査対象外であり、集中(立地)化、貯蔵等は、審査対象となると判示した。
- (2) 実務上、設置許可段階の審査(申請書記載事項は、規制法二三條二項、原子炉の設置、運転等に関する規則「原子炉規制」一条の二第一項〔現二条〕)を「基本設計」、工事計画認可段階

の審査(規制法七三条により電気事業法四一条、同法施行規則三一条以下)を「詳細設計」と呼ぶ<sup>(22)</sup>。基本設計と詳細設計とを峻別しうるのかどうか、また、基本設計にどのような事項が含まれるのかは、右法令上、必ずしも自明のことではない。しかし、本件許可処分の審査対象を、原発のトータルシステムではなく、さしあたり「原子炉施設に関する基本設計なし基本的設計方針」に限定し、右の安全性に関係する限りで、審査対象に加えるとの判旨は、現行の段階的安全性審査システムからみて、一応合理的なものと考へられよう<sup>(23)</sup>。

一部学説には、本件許可処分取消訴訟の中で、後行行為の違法性の主張を認める見解<sup>(24)</sup>とか、「一、体不可分行政処分」と構成して、本件許可処分時にトータルな安全性判断を行わせるとの見解<sup>(25)</sup>があるが、疑問に思われる。

(3) 判旨は、伊方判決と違つて、固定廃棄物の最終処分も、審査対象から外した。設置許可申請書の「固定廃棄物の廃棄設備」(原子炉規則一条の二〔現二条〕一項二号トイ)を、最終処分の意味ではなく、貯蔵・保管の意味と解するためである<sup>(26)</sup>。

廃棄物処理処分を含むバックエンド Ent-Sorgung 問題から、原発訴訟で原告の申立を認容する西ドイツの裁判所決定が、我々の注目を引いた時期があつた<sup>(27)</sup>。しかし最近は、バックエンド問題は、原発許可の前提条件でも、個別の施設固有の危険性の問題でもないとする傾

## リスト

### 四 司法審査の方法

(1) 本件許可処分の性質について、判旨は、原子力行政に関する政策的事項と、原子炉の安全性に関する専門技術的事項の各々についての総合的判断に基づきなされる裁量処分と解するが、本件訴訟における審理対象は、規制法(一四条一項二号「技術的能力」と四号「安全審査)である<sup>(28)</sup>ので、右の裁量処分性のうち、後者の「専門技術的裁量」であり、具体的な審査基準の策定及び審査過程についての専門技術的裁量とが含まれるとする。ただ、災害発生時の影響の深刻さから「処分当時の科学技術的水準に照らして、専門的技術的審査によって一定の基準に適合していると認められるときでなければ、設置許可をすることができる」という裁量権の行使上の制約<sup>(29)</sup>があるとする。

判旨は、「技術的能力」(規制法二四条一項三号)「災害の防止上支障がないもの」(同項四号)との要件についての大臣の審査に専門技術的裁量を認める趣旨と理解される<sup>(30)</sup>。安全審査の結果は可否いずれかの二者択一だから、裁量行為という表現は適切でなく、たしかに「法規裁量」でしかないとの批判<sup>(31)</sup>とか、処分庁が専門技術的判断を独立しない以上、裁量行為と言るべきではないとの批判<sup>(32)</sup>がある。右のような概念論争も重要な点ではあるが、端的に、判旨

の説く「裁量」統制(次項(2))を検討する方が実りあるようだ。評者には思える。ところで、判旨が裁量権行使上の制約の一つとする「処分当時の科学技術水準に照らして」は、科学技術水準が何か、また対立する学説の中でどれを採るか自体が「専門技術的」な問題だと考えるが、制約原則になり難い。要は恣意的な判断をするなどいうことで、行訴法三〇条の一般原則の繰り返しになるのだろうか。

(2) 司法審査の方法として、判旨は、「告示や各指針に適合し右処分当時の科学技術水準に照らして一定の基準に適合し、合理性を有しているかどうか」をみるとする(傍点評者)。

问题是、右の「合理性」の有無を判定するための審査なしし統制密度、Kontrolldichteにある。第一説は、西ドイツの判例にあるように、許可要件を「裁判上、完全審査しうる不確定概念 gerichtlich voll überprüfbare unbestimmte Rechtsbeschrifte」へ考え、行政裁量論における判断余地 Beurteilungsspielraum<sup>(33)</sup>を行政に認めない「全面審理」の見解である<sup>(34)</sup>。第二説は、右と正反対に「判断余地」を認め、司法審査を極めて制限する見解である<sup>(35)</sup>。第三説は、行政に「形成余地 Gestaltungsspielraum」<sup>(36)</sup>ないし「判断授権 Beurteilungsermächtigung」<sup>(37)</sup>を認め、司法審査は、手続<sup>(38)</sup>、事実関係<sup>(39)</sup>のあてはめの違法等に限られるべき<sup>(39)</sup>とする見解である<sup>(40)</sup>。第四説は、手続面、実体面(安全性)両面を審査し、両当事者の主張のいずれが

正しいか判定困難なときは、「判断余地説的な考え方で、被告〔大臣〕の主張を採用する」との見解である<sup>(41)</sup>。第一説を除き、何らかの形で司法審査を抑制する第一説以下の三説は、その論拠を何處に求めるのであろうか。第一に、権力分立から司法の自己抑制を導くこと<sup>(42)</sup>、第二に、裁判官が専門知識の能力がないこと<sup>(43)</sup>、第三に、実定法上、放射線防護エネルギー政策の最終決定権を行政に与えていること<sup>(44)</sup>、第四に、実質的証拠の原則を類推すること<sup>(45)</sup>、第五に、行訴法三〇条の自由裁量の規定<sup>(46)</sup>が考えられる。第四説も、最終的には、右の第三及び第五の論拠によっていると考えられる。

判旨は、「手続的違法性」<sup>(47)</sup>と「実体的違法性」とに分けて以下に説示しているところからすると、少なくとも、表面上は、「手續的違法性のみを審理すべし」との命題には従っていない<sup>(48)</sup>。しかし、実体審理したと言っても、原告の主張する実体的違法事由の全てを「不合理とする」とはできない。「合理性がある」とした判旨が、「全面審理」を行ったと即断することはできない<sup>(49)</sup>。すなわち、鑑定を含む両当事者の主張を突き合わせた結果、行政の「判断余地」(または Bandbreite)<sup>(50)</sup>の範囲内だとして、第一ないし第四説のいずれかによったと理解する」とも、十分可能である<sup>(51)</sup>。手続的審理説の言う手続的審理は、右の中に包括されているといふべきだろう<sup>(52)</sup>。

(3) 立証責任について、判旨は、安全審査資料の保持、専門的知識の優位、保護法益の重大性から、「〔本件許可処分の〕合理性の立証は被告が負担すべきである」とする。ただ、「举証責任」の分配という意味で言っているのか、主観的立証責任を言っているのかという疑問<sup>53)</sup>とか、仮に举証責任であるとして、処分の性質によって、原告が負つたり被告が負つたりするものなのかとか<sup>54)</sup>、むしろ「証明の程度」が問題でないか<sup>55)</sup>との議論が、残る。被告に立証責任を負わせたことと、結論として本件処分を適法と結論づけたことが、十分説得力をもつて結びつくかどうかである。

## 五 本件許可処分の違法性

(1) 判旨は、①手続的違法性は認められない、②実体的違法性のうち、技術的能力（規制法二四条一項三号）も安全性（四号）——平常運転時の安全確保、原子炉施設事故防止の安全確保、公衆との隔離に係る安全確保、TMI事故——も、いずれも「各要件に適合するものと判断され、かつ、右判断には合理性があると認められる」と判示した。

(2) 本件処分後の、平常運転に伴う放射性物質の大気への放出量の評価方法の変更や、TMI事故と安全性（設計基礎事故を超えた事故であるとか、单一故障指針の妥当性に疑問が生じたとか、過渡現象解析が不十分だったとか、マン・マシ

ーン・インターフェイスを評価対象にしていなかつたとかの主張）とに関する原告らの主張は、法的に重要な論点を含む。すなわち、本件許可処分の違法性は、処分時の「科学技術の水準」を前提に裁判所が判断すれば足りるのか、それとも判決時の法令・告示・通達及び「科学技術の水準」にしたがって、（行政庁ではなく）裁判所が判断すべきなのかどうかである。判旨は、特に右の点を意識したかどうかはわからないが、結論的には、処分時説によつている（典型的にマン・マシーン・インターフェイスの部分）が、特に重要な部分（たとえば、前者の線量日標値指針とのズレ、後者TMIのうち、設計基礎事故や單一故障指針に関する主張等）については、判決時においても、合理性が維持される旨、付言している<sup>56)</sup>。ちなみに、西ドイツでも、処分時に行政庁の判断が法的に正しかつたかどうかを審理すべきであるとの見解が、有力である<sup>57)</sup>。なお、判旨は、TMI事故を、「決定的因素は主として人為ミスである」と分析しているが、西ドイツの判例において、（TMIと同じくPWRにつき）、TMIと設備も運転方法も異なるので安全であるとの鑑定を容れたものがある<sup>58)</sup>。

(3) その他の点<sup>59)</sup>は、割愛せざるを得ない。

一項一号）、このため、判決時の被告は、通産大臣となつてゐる。高松高（中間）判昭和五四・五・二二（行裁例集三〇巻五号一〇三五頁）参照。

(2) 伊方判決については、ジュリスト六六八号のほか、判例時報八九一号、法律時報五〇巻七号、判例タイムズ三六二号に特集が組まれてゐる。

(3) 本稿執筆時点では、下山瑛二教授のコメント

（本年七月二三日付毎日新聞夕刊七面）に接したのみである。本稿で引用の各文献は、伊方判決を念頭においたものである。

(4) 大学一「東電福島第二原発訴訟」法律時報五〇巻七号八二頁以下参照。

(5) 國部・時岡編・裁判実務大系1（行政争訟法）八二頁以下（村上武則著）、川上宏二郎「伊方原発訴訟における原告適格」判例時報八九一号、山村恒年「原子炉設置許可取消訴訟の原告適格」判例タイムズ三六二号。

(6) 雄川一郎「訴の利益と民衆訴訟の問題」田中古稀・公法の理論（中）一三四七頁。なお、長沼ナツキ基地訴訟上告審判決、最判昭和五七・九・九（民集三六巻九号一六七九頁）参照。

(7) 岩淵正紀「原子力発電の安全性と司法審査」法律のひろば三二巻七号五六頁、川上・前掲八頁、泉徳治「取消訴訟の原告適格・訴えの利益」新・実務民事訴訟講座9六六頁等。

(8) 「訟務座談会」訟務月報二五巻一号別冊一六頁、藤田耕三「環境行政訴訟の諸問題」新・実務民事訴訟講座10一二三頁。

(9) 宮崎良夫・行政訴訟の法理論一四九頁。なお、伊藤真「訴えの利益」現代行政法大系4一四六頁参照。

(10) 阿部泰隆「原発訴訟をめぐる法律上の論点」シリスト六六八号一七頁参照。

(11) 判旨が下位法令を引用するのは「論理が逆」の氣もある。公害対策基本法との対比の部分は、原子力法制が公害法より先行して、いた点と、公害対策基本法が原告適格の根拠法たりえない点から、説得力を失く。

(1) 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（原子炉等規制法）が昭和五三年に改正され、発電用原子炉設置許可は通産大臣の権限となり（二三条

ル地帯に居住する。

(13) 川上・前掲七頁、塩野・前掲五七頁。

(14) 西ドイツに、原子炉から「五キロメートル離れた者は、放射線被曝を可能な限り少なく (so gering wie möglich; as low as possible)」との原則の規定(放射線防護令二八条一項二項)を根拠に、取消訴訟提起でやん(許容被曝線量を定めた四五条違反ない、原告適格肯定)への異議 BVverwG, U vom 22. 12. 80, ET 1981, 314=DVBl. 1981, 405 がある。原告適格を、個人的危険 Individualrisiko とは肯定し、一般公衆危険 Bevölkerungsrisiko とは否定するの論法が考へられる。しかし、一一〇キロメートル離れた都の「違法な危険を申立てれば」原告適格あつての決定 OVG Lüneburg, B. vom 17. 12. 80, ET 1981, 460 もある。間々ハシヌタ裁判所も一致をみた。Vgl. Degenhart, Kernenergiericht in der Entwicklung — Schwerpunkte, Ergebnisse und Tendenzen neuerer Rechtsprechung, ET 1983, S. 230—2, 244f. なお、斎藤統「歐米の原子力発電監査——相手への場合」平成時報八九一弔三三頁参考。

(15) 原田尚彦・環境権と裁判 一一七頁。

(16) 国部・前掲一七頁、塩野宏「西ドイツ原子力訴訟の特色」、ナウカト六六八号四八頁、國部・時岡・前掲八五頁参照。

(17) 若槻・前掲五六頁、下山俊次「原子力法」未来社企・法五一四頁参照。

(18) 同上、J. の見解の可能性が示唆されど、反対設置許可は「運転を命じる」審査である法理ではない。これが (Vgl. Ossenbühl, Regelungsgehalt und Bindungswirkung der 1. Teilgenehmigung im Atomrecht, NJW 1980 S. 1353 [1357]) から説得力がある。なお後出註(28)参照。

(19) 泉・前掲六七頁は、同上の見解。

(20) 行訴法三条の「処分性」をめぐる形式的行政行為論のようだ、「公定力」と抗告訴訟制度とを直結させなう見解に立ていば、比較的容易に結論が導かれる。

(21) 原告適格とも関連するが、判断は、「原告いは、

原子炉等規制法一四条一項三項中の『技術的能力』及び

四号に係る事項すなわち安全審査の対象となる事項を理由としてのみ違法事由の主張をすることがであらどといふ

まる」とする(行訴法一〇条一項)。なお、後出註(29)参照。

(22) 下山・前掲(17)五一四頁。

(23) 塩野・前掲五七頁以下参照。

(24) 阿部泰隆「原発訴訟をめぐる法律上の論点」判例タイムス二〇〇頁。予想される後行行為が仮に違法であるとしても、本件許可処分の守備範囲に入らない違法事由ならば、本件許可処分の違法性とは無縁でなかろうか。

(25) 斎藤英善「原子炉設置許可の裁量処分性」判例時報八九一弔二〇〇頁。原発運転に至る各種許認可について、設置許可時点での明確な判断しかねか、まだ、この範囲の処分を「一体不可分」とするのか、疑問である。

(26) 平田は、傍論において、最終処分の見通しが立ちあらず設置許可を与えたとの立法政策もありうるが、最終処分の方法の確立をその後の原子力政策に俟つとの法体系も合理的ではないとは言えず、現行法は後者の立法政策の下に制定されたものとする。

(27) 塩野・前掲五六頁以下参照。

(28) Degenhart, aaO, S. 236f. なお、西ドイツ原子力法手続令一八条一項の「施設全体の設置及び運転に際して、許可要件が存在するかの暫定的審査 ein vorläufige Prüfung」を行へるの規定(塩野・同上四八頁、大西社)「異議申立排除の効力」を既存の「参加責任」北大西社など (Vgl. Ossenbühl, Regelungsgehalt und Bindungswirkung der 1. Teilgenehmigung im Atomrecht, NJW 1980 S. 1353 [1357]) が、同法審査による影響を及ぼさぬか(?)。塩野・同上一頁、Rengeling, Die Konzeptgenehmigung und das vorläufige positive Genehmigung, NVwZ 1982, S. 217 (221)。

(29) 前王註(28)。その趣旨は、本件許可処分の許可要件(一四条一項一なし四節)のうち、原告の権利又は利益侵害の可能性のある部分についての審査で足りるとする点にある(行訴法一〇条一項参照)。

(30) 伊方訴訟において、判決が要件裁量を認めるのか、効果裁量を認めるのか、理解が分かれている。川上宏一郎「伊方原子力発電所訴訟第一審判決」シヨリスト六九三号五五頁、塩野・前掲五二頁註12、塩野「原子力法の手続における裁判所の役割と活動」金沢良雄編・日独比較原子力法五一頁参照。

(31) 原田尚彦「『未来裁判』限界と可能性——伊方原発裁判の意義」朝日ジャーナル昭和五三年五月二六日号八三頁、「訟務座談会」前掲一三〇頁の玉田栄輔。

(32) 淡路剛久「伊方原発裁判の問題点」公害研究八卷一号六一頁、ほぼ同上、佐藤・前掲一八頁。

(33) 行政裁量論の「平断余地」は、田村悦一・行政訴訟における国民の権利保護七五頁以下、宮田三郎「行政裁量」現代行政法大系二五六頁以下に詳しつ。

(34) Degenhart, aaO, S. 246 (但し彼なりの見解)おなじ); Sommer, Aufgaben und Grenzen richterlicher Kontrolle atomrechtlicher Genehmigung, S. 19 f. 四一、裁判所は「憲法性 Rechtmäßigkeit」を判断すべき、裁判所は「憲法性 Rechtmäßigkeit」を判断すべきである。即ち、平断余地を有するものではない(BVerfG, B. v. 8. 7. 1982, NJW 1982, 2176f.)。我が国専門審理型の論者は、古崎慶長「原子炉の設置許可段階での安全性の審査」判例タイムス二六一弔五頁、下山瑛二「伊方原発訴訟の意義と問題点」判例時報八九一弔五頁、塩野・前掲一〇頁以下等で、現行手続法令の不備を消極的論述とする。

(35) Friedler, Beurteilungsspielraum „aus Sachnähe“, ET 1982, S. 580 (582ff.)。平野山「不確定期命」も実際には完全に審査され得たかった(S. 580)。いりでは、司法統制を免れる gerichtsfrei なる意味で「平断余地」を提唱しえる。Vgl. Albers, Verwaltungsgerichte — Hindernisse bei der Errichtung technischer Großanlagen?, DVBl. 1983 S. 1039 (1047)。

(36) Degenhart, Kernenergiericht 2. Aufl., S. 103.「判断余地」が、不確定概念からの行政の最終決定権限に関わるにあらず、「形成余地」は、実体法に適った異なる形成的可能性を前提とするもの(S. 232f.)。

(37) Richter, Der Umfang der gerichtlichen Kont-

rolle atomrechtlicher Genehmigungen, ET 1982, S. 140 (142).

(38) Degenhart, Technischer Fortschritt und Grundgesetz, DVBl 1983 S. 926 (334).

Richter, aaO, S. 143.

(40) 我が國では、原田教授の「手続的審理説」がある。原田・前掲(33)八四頁、同「科学裁判と裁判官」シラバベレ〇〇〇印(111大頁)なお後出註(48)。

(41) 阪部・前掲(10)110頁。

(42) Czajka, Inhalt und Umfang der richterlichen Kontrolle im technischen Sicherheitsrecht, ET 1981, S. 537 (540)四二「彼は支持せよ。」

(43) 阪部・前掲(33)は、裁判官が誤った専門家 falscher Sachverständige から聞くところ危険性は幾々。aaO, S. 539、「詮務座談会」前掲(1111頁)の養田発言。

(44) Richter, aaO, S. 142; Czajka, aaO, S. 542。「詮務座談会」同上(川四頁)の養田発言。

(45) 「立法論的」(2)、阪部・前掲(2)110頁、金沢編・前掲(30)1111頁、「詮務座談会」前掲(1111頁)の高橋発言、玉田発言。なお淡路・前掲六二頁は批判的。

(46) 「詮務座談会」前掲(1111頁)の玉田発言。

(47) 齋藤博也「現代型行政と取消訴訟」公法研究四冊印(六七頁)、BVerfG, U. v. 20. 12. 79, E 53, 30 = ET 1980, 202 (Mülheim-Kärlich) おもて思われねど、玉田発言。なお淡路・前掲六二頁は批判的。

(48) 原田教授は、「推論過程に恣意や偏見、独断の入り込む余地がないかを厳重に事後監視する」といって、いわゆる手続的審査方式を提倡される(原田・前掲(40)1111大頁)。同書か、塙野・前掲(30)五四頁、磯部力「伊方原発訴訟」公害・環境判例(第一版)(別冊)「リスク」一七〇頁。

(49) 伊方判決にへじても、裁判所が積極的に実体判

断したとの解釈(下山瑛一前掲註(34)四四頁)と、そうではないとの解釈(括弧・前掲五九頁、川上・前掲(30)五五頁)がある。

(50) Czajka, aaO, S. 542.

(51) 下山・前掲(33)は、「ある程度」、「ある程度」の実体的判断にまで立ち入っていると思われる。しかし、基本的には、国の設置許可手続きに著しい違法性がなければ、その判断を尊重する手続的審理方式も採っているようだ」とコメントする。「手続的審理方式」の概念にもよるが、推論過程の違法性(前出註(47))を前面に出すと、どうよりも、実体的違法性がなーんじう判示のように評者には思える。

(52) なお、藤原「原子力と立法」シラバベレ〇〇五号一大〇頁註(3)で、手続的審理方式説への疑問を述べたが、結論的には、本稿第四説を採用すべきだ。

(53) 淡路・前掲六二頁。わざわざ判決で表明する以上、「举証責任」のいいだし、評者は思われぬが。

(54) 取消訴訟における立証責任につき、宮崎・前掲(53)淡路・前掲六二頁。わざわざ判決で表明する以上、「举証責任」のいいだし、評者は思われぬが。

(55) 淡路・前掲六二頁。

(56) 鈴木庸夫「違法判断の基準時」シラバベレ増刊・行政法の争点(1)七頁参考。

(57) Breuer, Der maßgebende Zeitpunkt für die gerichtliche Kontrolle atom- und immissionsschutzrechtlicher Genehmigung, DVBl 1981, S. 300 (305 ff.)。

行政法側に、処分の撤回権があるのに対し、瑕疵や取消されない場合、問題はない。西上ハイドは、義務づけられたが、違反を攻撃しうるといふもの(Degenhart, oben Ann. 38 S. 934)である(ET 80, 207)。斎藤教授の引用されたのが、判決の少数意見部分であるのが気になる。

(58) VG Baden-Württemberg, U. v. 30. 3. 1982, ET 1982, 849 (875); Vgl. Degenhart, oben Ann. (14) 233 f.

(59) 判決によると、たとえば、公衆との隔離に係る安全確保対策のうち、「原子炉施設に対し安全防護の技術因子の有効性を考慮に入れてくる」点の原告らの攻撃に対し、技術因子の有効性を考慮に入れず審査する方法を考えられるとしたが、「総合考慮して定められるべきの」や「合理的」による点とか、災害評価において「炉心溶融」を想定してはいるが問題ないとする点は、やや説得力に欠ける気がしないでもない。なお、宮

田教授が、「伊方原発訴訟判決の特質の第一は、原子炉規制法上何が危険であり、単なる危険の疑惑であるとは、受容を期待できる残存リスクであるかについての実体法上の判断をほとんど示していない」と指摘されたい(宮田三郎「原子力行政の法律問題」専修大学社会科学年報(1111)二二頁)は、いとの当向を別にして、本判決にも該当するであろう。

本判決にも該当する。本判決によると、田教授が、「伊方原発訴訟判決の特質の第一は、原子炉規制法上何が危険であり、単なる危険の疑惑であるかについての実体法上の判断をほとんど示していない」と指摘されたい(宮田三郎「原子力行政の法律問題」専修大学社会科学年報(1111)二二頁)は、いとの当向を別にして、本判決にも該当するであろう。

## 新版憲法(下)

佐藤功著  
上智大学法学院教授

「ポケット注釈全書」  
小B6判上製箱入七三六頁  
定価四〇〇円

好評  
出版社  
法(上)(新版)  
三六〇〇円

有斐閣